

胎児絨毛組織染色体検査に関する説明書

胎児絨毛組織染色体検査とは、

流産は全妊娠の10～15%に発生しますが、約半数以上は染色体異常が原因であるとされています。胎児絨毛組織染色体検査では染色体異常の有無やその種類を診断することで、胎児の流産の原因究明の一助となるだけでなく、その後の妊娠の治療方針を考えるうえでも重要な情報となります。

1) 目的

胎児の流産の原因究明

2) 対象となる方 (適応)

- ①患者様ご夫婦が自然妊娠や体外受精の流産や死産の原因検索をご希望される場合
- ②不育症の患者様で、今後の妊娠を考える場合
- ③過去に自然流産の既往がある場合

3) 方法

流産手術で排出された胎児絨毛組織の一部を採取し、付着している血液を十分に洗浄したうえで検査に提出します。洗浄後の検体は専用の容器に入れ、専門の検査機関に送付します。

検査方法には、G-band法 (G分染法) とNGS法 (次世代シーケンス法) があります。

G-band法は、採取した細胞を培養し、染色体を特殊な染色によって縞模様 (バンド) に染め分けることで、染色体の本数の異常や大きな構造異常を確認する方法です。ただし、細胞の培養が十分に行えない場合には、結果が得られないことがあります。

一方、NGS法は、細胞からDNAを抽出し、染色体のコピー数を解析する方法で、より詳細な評価が可能です。しかし、DNAの抽出状況などにより、結果が得られない場合があります。

なお、検査方法によって検出できる異常の範囲は異なり、すべての遺伝子異常を検出できるわけではありません。検査結果は、おおよそ3～4週間後に判明します。

4) カウンセリング

この検査を実施する前に、医師より十分なインフォームドコンセントを受けてください。

当院では医師だけでなく、希望に応じて、不妊カウンセリング学会認定の不妊カウンセラーと個別相談、カウンセリングを実施しています。本検査に不安がある、悩みを聞いてもらいたいなど、どんな内容でも構いませんので、お気軽にご利用してください。また、検査の結果によっては、遺伝カウンセリングが必要になる場合もありますので、連携している遺伝カウンセラーを紹介いたします。

5) 費用

別紙料金表を参照してください。

6) 本説明書に関わる同意書の提出について

本説明書に関わる同意書は本検査を実施する毎にその都度、提出が必要です。

東京 ART クリニック

東京 ART クリニック説明・同意文書 019

胎児絨毛組織染色体検査に関する同意書

私達夫婦は、医師やスタッフからの説明と文書によって下記の事項について十分理解し、納得した上で、胎児絨毛組織染色体検査を受けることに同意します。

- 胎児絨毛組織染色体検査の目的、対象となる方について。
- 胎児絨毛組織染色体検査の具体的方法はどのようなものか。
- 胎児絨毛組織染色体検査に関するカウンセリングについて。
- 胎児絨毛組織染色体検査にかかる費用について。(別紙料金表参照)

<注意事項>

- ① この同意書の提出がない場合は、胎児絨毛組織染色体検査を行うことはできません。
- ② この同意書は、今回の胎児絨毛組織染色体検査用です。
今回の検査後に、再び同じ検査を希望する場合、その都度、同意書の提出が必要です。
- ③ この同意書を提出後でも、検査開始前であれば、いつでも自由に同意を取り消すことができます。
また、医師が検査困難と判断すれば、ただちに検査が中止されます。
- ④ 患者様の個人情報は、個人情報保護法及びプライバシーの保護・管理に十分配慮した上で、当院でデータ管理します。

説明責任者 東京 ART クリニック 院長 小川 誠司
説明年月日 年 月 日 説明者 _____
同意年月日 年 月 日
住 所 : _____
夫 (診察券番号) : _____ 氏名 (自署) : _____
妻 (診察券番号) : _____ 氏名 (自署) : _____

患者様控えは、大切に保管して下さい。